

台風時における生徒の登下校について

1

名古屋地方気象台から豊橋市に「暴風警報」が発表されたときの対処の仕方	
① 登校前、すでに「警報」が発表されている場合	自宅待機
② 警報が午前6時40分以前に解除された場合	平常授業
③ 午前11時までに解除された場合	解除2時間後に授業開始
④ 午前11時までに解除されない場合	臨時休校
⑤ 登校後に「警報」が発令された場合	安全に下校させ得ると判断したときはすみやかに下校

また、どんな状況下においても、保護者が登校は危険であると判断した場合は、学校に連絡し、自宅待機させてください。そして登校させる場合には被害状況に応じた安全確認等を入念にしていきたいと思います。

注意：豊橋市以外に住んでいる生徒は、住んでいる地域に「暴風警報」が発表されている場合は、自宅待機とし、担任に連絡する。また、住んでいる地域に発表されていなくても、豊橋市に「暴風警報」が発表されている場合は、上記に準じる。

2 特別警報(暴風・大雨・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれも)が発表された場合の対処の仕方

(1) 登校以前に特別警報が発令された場合

ア 授業を行わず、休業にする。

イ 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。

ウ 解除後の授業の開始については、学校から生徒に伝える。

※ウの場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により困難な生徒は登校しなくてよい。

(2) 登校後に特別警報が発表された場合

即刻授業を中止し、生徒の生命・安全確保のため学校待機とする。

学校への連絡

電話番号 0532-61-3146

FAX 0532-63-5910